

事務連絡
令和2年9月7日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区
市町村 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけの実施等
に関する検討状況について

平素より感染症対策及び予防接種行政の運営にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年8月26日、厚生科学審議会感染症部会及び予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下、「合同部会」という。）では、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の検討の一環として、今シーズンのインフルエンザワクチンについて、一定の対象者（①定期接種の対象となっている高齢者等、②関連学会が推奨する対象者：医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児～小学校低学年（2年生））に優先的な接種対象者への呼びかけの実施等の検討が行われました。

今シーズンはインフルエンザワクチンの増産が行われている（注1）ものの、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があり、ワクチンの供給量には限りがあることを踏まえ、優先的な接種対象者のうち希望する者が接種の機会を逸することのないよう、接種の時期について検討を行うものです。

一方で、インフルエンザワクチンの予防接種を幅広く無料化する検討を進めている自治体等があるとの報道がなされております。幅広く無料化する施策によって、特定の地域で季節性インフルエンザワクチンの需要量が急増した場合には、当該地域における季節性インフルエンザワクチンの需給が逼迫し、かえって接種を受ける機会の確保に支障を生ずる等の混乱が生じることも懸念されます。

優先的な接種の呼びかけの実施等については、9月10日に合同部会で議論する予定です。とりまとまり次第、早期に周知を行うこととしております。

貴自治体においては、インフルエンザワクチンの優先的な接種の呼びかけに関する検討の趣旨をご理解いただきますとともに、管内市町村に周知いただきますようお願いいたします。

注1 今シーズンのインフルエンザワクチンの供給量の見込みは 3178 万本（大人の用量では1本＝2人分）であり、昨年度の消費量と比較して12%増加する見込み。

（参考） 厚生科学審議会感染症部会及び予防接種・ワクチン分科会基本方針部会（令和2年8月26日）資料1 <https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000663065.pdf>

抜 粋

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備



令和2年8月26日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備（案）

1. 現状・課題

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して対策を講ずるべきであるが、**季節性インフルエンザとCOVID-19を臨床的に鑑別することは困難。**
- 今シーズンは、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、**インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。**
- ▶ こうした状況を踏まえ、自治体や関係団体と連携して、次のインフルエンザ流行に備え、**インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを実施（10月中）**するとともに、**各自治体の外来・検査体制を整備（10月中）**する。

2. 基本的な考え方

- I. 地域の実情に応じて、**多くの医療機関で発熱患者を診療できる体制を整備（外来・検査体制の整備）**
- II. **インフルエンザワクチンの供給量を確保・効率的なワクチン接種を推進するとともに、優先的な接種対象者への呼びかけを実施（インフルエンザワクチンの接種）**
- III. **新しい生活様式の徹底をはじめとする公衆衛生対策**

インフルエンザワクチンに関する取組（案）

1. インフルエンザワクチンを取り巻く状況

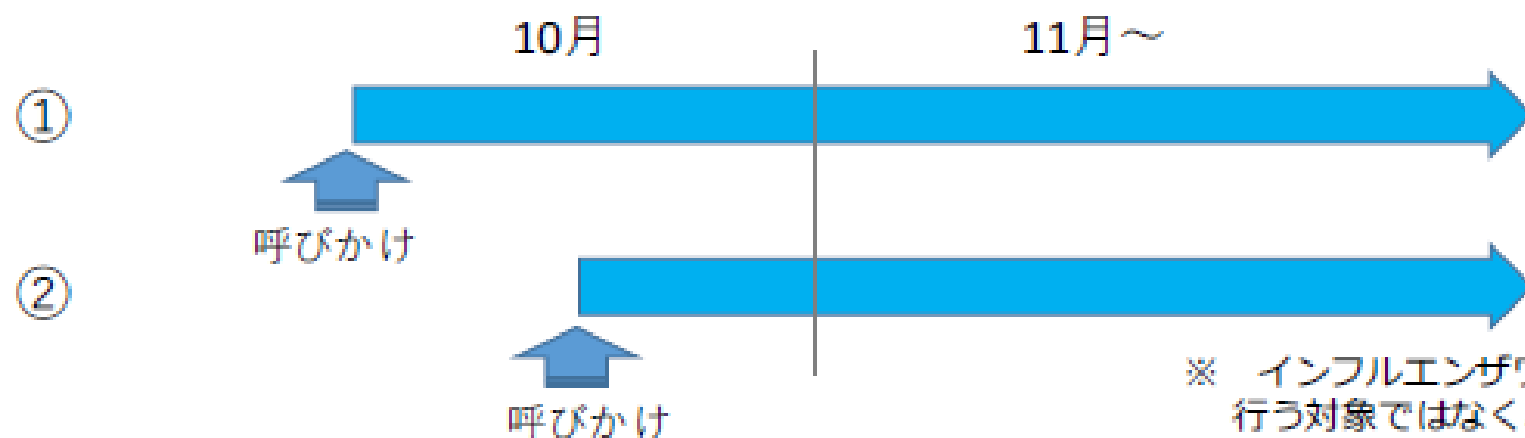
- 今冬に供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は、約3,178万本（成人量では6,356万回分に相当）
（例年のインフルエンザワクチンの接種率は、小児で50～60%程度、高齢者で40～70%程度）
- 今冬は、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。

2. 優先的な接種対象者

- 予防接種法に基づく定期接種対象者に加え、日本感染症学会の提言を踏まえ、以下の方々が希望する場合に接種の機会を逸することのないよう、優先的な接種を呼びかけることとしてはどうか。
 - ① 予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の高齢者等）
 - ② 医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児～小学校低学年（2年生）
- （※）②は、日本感染症学会から、インフルエンザワクチン接種が特に強く推奨される方々と提言されている。（今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて（令和2年8月3日公表））

3. 呼びかけについて

- 原則として、①定期接種対象者の方々に希望される方は、10月前半から接種を開始し、それ以外の方は10月後半まで接種をお待ちいただくよう、国民に呼びかけてはどうか。
- 10月後半からは、感染症学会提言を踏まえ、特に、②医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児～小学校低学年（2年生）の方々に、接種を希望される方に対して、接種を呼びかけてはどうか。



※ インフルエンザワクチンは予防接種法上、行政から対象者に接種勧奨を行う対象ではなく、呼びかけは接種を希望される方が対象となる。

1. 予防接種法上の定期接種

- 65歳以上の高齢者等 (※1) へのインフルエンザの予防接種は、流行阻止の効果は示されていないものの、重症化防止の効果があるとされることから、予防接種法に基づく定期接種の対象とされている。

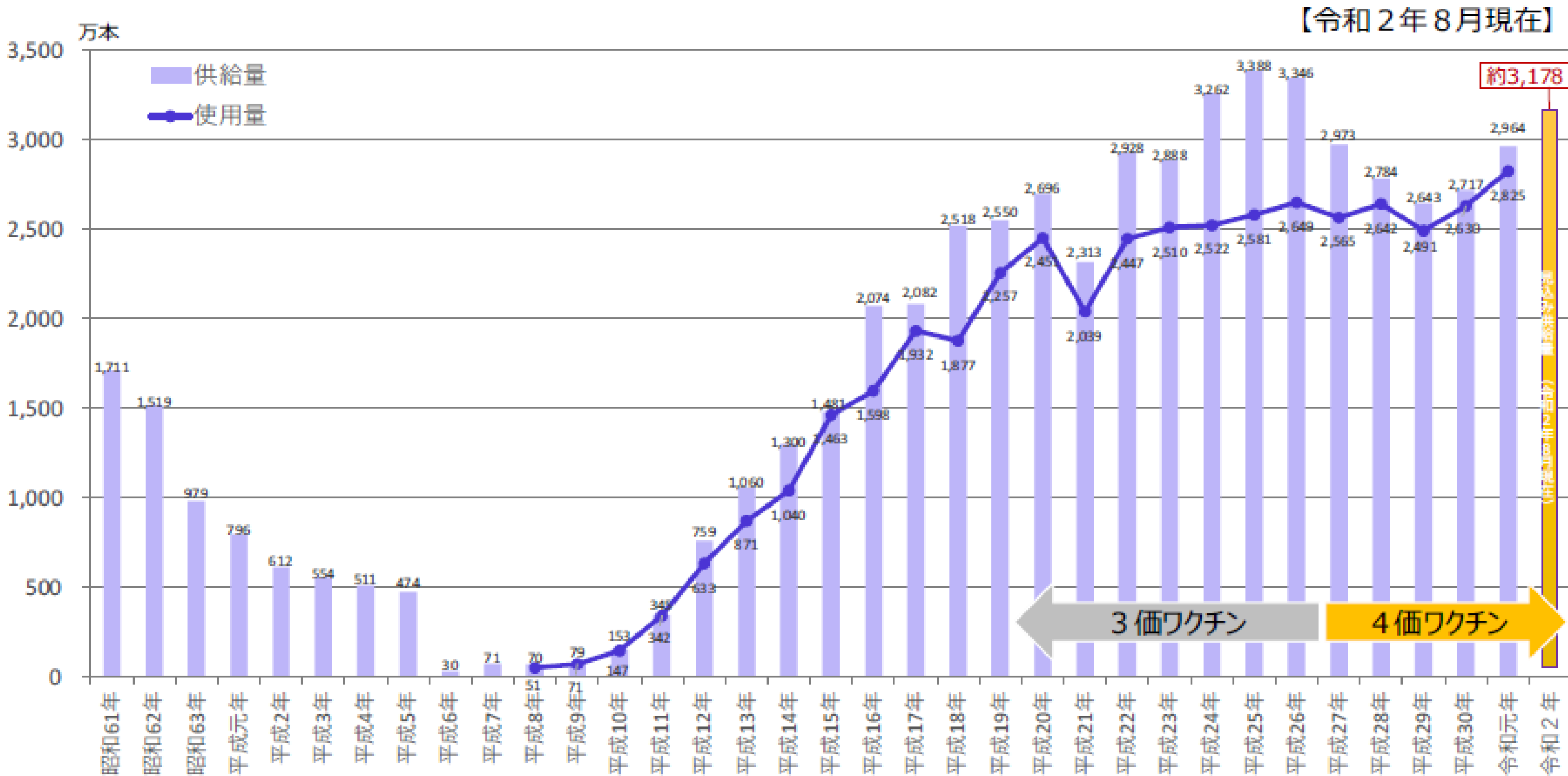
2. 日本感染症学会提言「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」(概要)

- 今冬は、COVID-19とインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、ハイリスク群(妊婦等)を含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨されます。
- 今冬は、COVID-19とインフルエンザの同時流行も懸念されるので、小児(特に乳幼児～小学校低学年(2年生))へのインフルエンザワクチンについても、接種が強く推奨されます。

※1 60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その1）

- 2020/21シーズンに供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は約3,178万本と、昨年度から約7%増加し、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる見込み。統計のある平成8年以降、最大だった昨年の使用量(2,825万本)と比較すると、約12%多い。

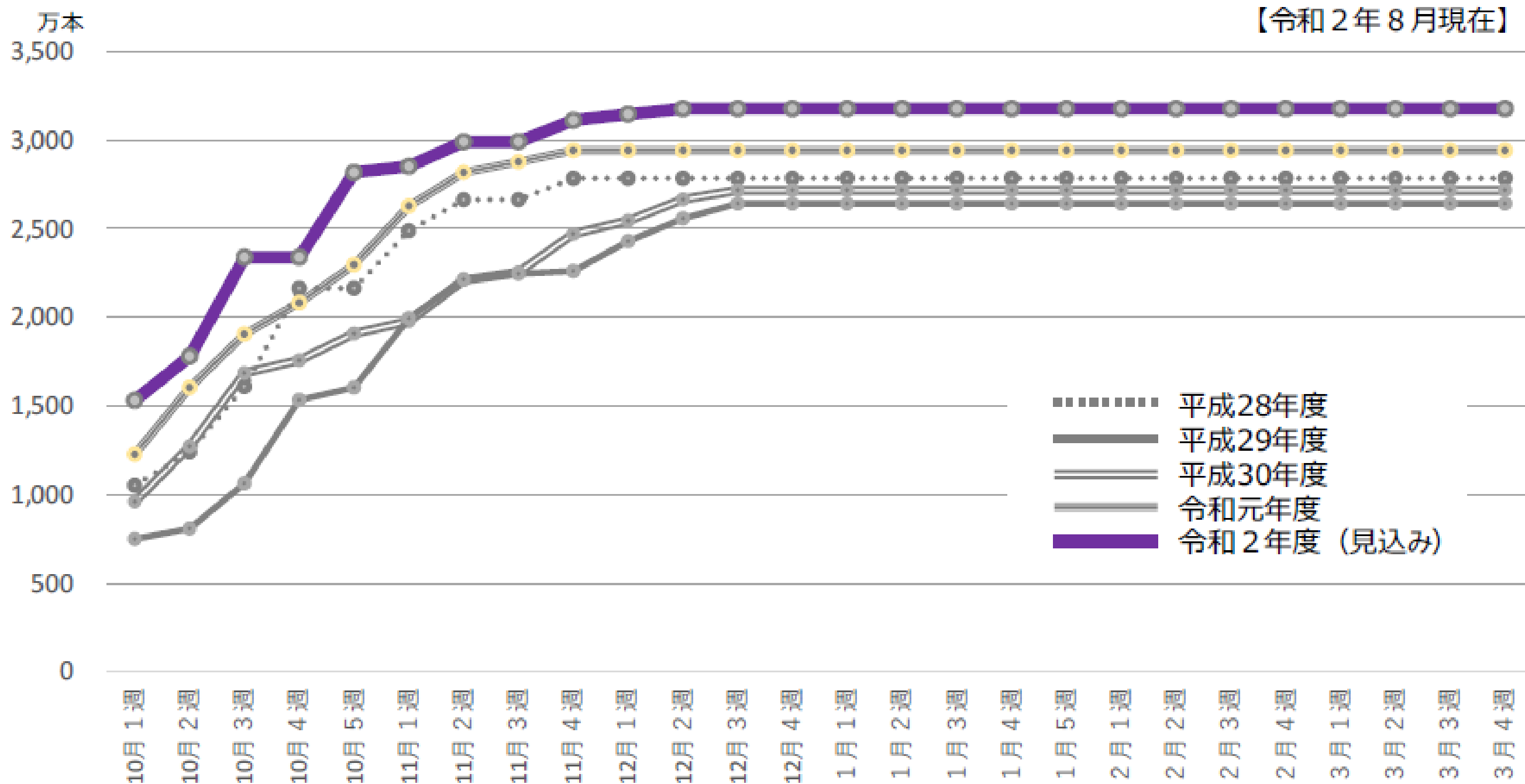


※1 平成7年以前の使用量は不明

※2 1mL換算

2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その2）

○ 国家検定に係る省令の改正により、製造から出荷までの期間が短縮され、接種開始（10月1日）時点の供給量も含め、全体的に出荷が早まる見込み。



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 令和2年8月現在、ワクチン製造は完了していないため、将来の製造効率の変動や国家検定の影響の可能性については、令和元年度の実績と同様と仮定して供給量及び供給時期を算出。